

港区男女平等参画推進会議の答申への対応

I 性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について

答申の項目	対応
1 性的指向・性自認の定義、明示	
<ul style="list-style-type: none"> ● 性的指向・性自認について定義する。(第2条関係) ● 性的指向・性自認について明示する。(前文ほか関係) 	答申のとおり
2 性表現の定義、性表現の自由の明示	
<ul style="list-style-type: none"> ● 性表現について定義する。(第2条関係) ● 性表現の自由について明示する。(第7条関係) 	答申のとおり
3 性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> ● 性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止について、明示する。(第7条関係) 	答申のとおり
4 性的指向・性自認のカミングアウトへの制約の禁止、他人の性的指向・性自認のアウティングの禁止	
<ul style="list-style-type: none"> ● 性的指向・性自認の公表(カミングアウト)を強制し、又は禁止してはならないことについて、明示する。(第7条関係) ● 性的指向・性自認を本人の意に反して公に(アウティング)してはならないことについて、明示する。(第7条関係) 	答申のとおり
5 基本理念、基本的施策への位置付け	
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念の一つとして、全ての人の性的指向及び性自認が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けない旨を明示する。(第3条関係) ● 基本的施策の一つとして、性的指向又は性自認に関する人権を尊重する施策を明示する。(第9条関係) 	答申のとおり
6 性的指向に関する制度の位置付け	
<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての人の「家族として生活する権利」を尊重するため、性的指向に関する制度を位置付ける。(新規条文追加) 	答申のとおり
7 条例改正全体をとおして	
<ul style="list-style-type: none"> ● この条例改正は、区の姿勢を表明する趣旨が大きいものである。改正においては、性的指向・性自認に関して詳細に定めるのではなく、焦点を絞って盛り込むこ 	答申のとおり今後対応していく。

<p>とが望ましい。具体的な対応については、現場での運用に委ねる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条例改正に当たっては、現行の条例の規定との整合性を十分に考慮することが望ましい。 ● 条文を英訳する場合には、「セクシュアリティ (sexuality)」と「ジェンダー (gender)」の用語の違いに留意すること。 	
8 条例以外で対応することが望ましいもの	
<p>[運用の手引き、ガイドブック等で対応するもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 性的指向の具体的内容について、誰にでも理解できるように示すこと。 ➤ 第3条の基本理念で規定する「誰からも干渉されず」の「干渉」が想定する具体的内容を示すこと。 	答申のとおり今後対応していく。

II 港区における性的指向に関する制度について

答申の項目	対応
1 性的指向に関する制度の性格	
<ul style="list-style-type: none"> ● 二人の契約関係を基礎として、契約モデルで共同生活関係を捉える仕組みとする（契約婚<仮称>）。 ● 双方が共同生活に関する契約を交わし、区が確認カードを交付する。契約書については、区で標準様式を整備する。 	答申のとおり
2 性的指向に関する制度の対象者	
<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍上の性別が同一でも、同一でなくてもよい。 	答申のとおり
3 対象者の国籍	
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国籍に限定しない。 	答申のとおり
4 対象者の年齢	
<ul style="list-style-type: none"> ● 成年とする。 	答申のとおり
5 婚姻との関係	
<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚している人は対象としない。 	答申のとおり
6 居住要件	
<ul style="list-style-type: none"> ● 双方又は一方が区内在住 ● 双方が区内転入予定 	答申のとおり
7 通称名の使用	

● 通称名の使用を認める。	答申のとおり
8 区外転出時の対応	
● 区外転出時に、確認カードの返還を求める必要はない。	(区の例規の属地適用を考慮した結果) 区外転出時は、カードの返還を求めることとする。
9 死亡、関係解消時の対応	
● 関係解消時には、確認カードの返還を求める必要がある。 ● 双方又は一方の死亡時には、確認カードの返還を求める必要はない。	答申のとおり
10 制度全体をとおして	
● 港区がこの制度を導入することにより、国や他の区市町村との関係において混乱を生じさせないように、配慮すること。 ● 制度の名称に関して、仮称の「契約婚」をそのまま採用するのではなく、新たな名称を開発すること。 ● 制度の設計に当たっては、制度の登録組数の予測数値等をたてるとよい。 ● 制度を活用していくために、パートナーシップ制度を導入している他の自治体の登録組数の傾向の違い等を分析するとよい。 ● 制度を利用する二人が契約で養子縁組を定めている場合、相互に法定相続人となるため、一方の死亡時に親族との間で相続上の混乱が発生することが懸念される。制度施行までに契約様式にこうしたリスクがないかどうか、法律の専門家に確認する必要がある。	答申のとおり